

更なる規制改革の推進に向けて

～今後の改革課題～

平成21年12月4日

規制改革会議

目次

はじめに	2
1. 医療	4
2. 介護	7
3. 保育	10
4. 農林水産	13
5. 住宅・土地	19
6. 航空・空港	22
7. 雇用・労働	24
8. 教育	27
9. 金融	31
10. 独禁政策・生活基盤	34
11. 地域活性化	36
12. 環境	39
13. 海外人材	42
14. 貿易	45
15. 運輸	47
16. IT・通信	49
17. エネルギー	51
18. 基本ルール	54
19. 法務・資格	55
20. 官業改革 (参考資料)	58
委員名簿	60
専門委員名簿	61

はじめに

規制改革会議は、平成19年1月に発足以来、広く国民から規制改革要望を受け付けつつ、不適切な規制の見直しや過剰な規制強化の阻止、官による業務の民間開放に向けた取り組みを進め、3回にわたり答申を行った。この取りまとは、これまでの取り組みを踏まえ、政策を担う政治家、更に一般の国民の方々から読んでいただくために、どのような規制改革を実現すべきか、当会議の考え方をまとめたものである。

現在の日本には、緊急に取り組まなければ手遅れとなる重要課題が山積している。少子高齢化が急速に進行し、社会保障の負担が耐えられないほど大きくなりつつあり、労働力が減少し国力が衰退する危機にある。官が肥大化を続け、国や自治体の借金に歯止めがかからない。日本経済の成長を促すことが不可欠にもかかわらず、医療・介護・保育・農業など成長の可能性を秘めた分野での政策転換が進んでいない。こうした難局にあつて、政治がリーダーシップを発揮し、国民の合意を得て、政策を根本から見直していくことが今ほど求められている時はない。

こうした重要課題に取り組む際に、大胆な規制の見直しと官の事業の民間開放を徹底させる必要がある。第二次大戦後日本が復興を遂げる途上で、官が強固な形で社会保障制度や農業など産業政策の基本が形成された。これらは当時は日本の復興に大きく貢献するものであったが、今や成熟した現在の日本経済に適合するよう、自由な経済活動を可能とする合理的で効率の良いものに改革する必要がある。官の過剰な関与を排除し、時代遅れの規制を改革するべきだ。

規制改革の源流は、1980年代に国鉄・電電・専売公社を民営化した土光臨調にある。その後、90年代半ばから民間出身者の意見を活かす形で政府内に規制改革を推進する組織が数次にわたり設置され、今日に至っている。当初は主に経済分野の規制緩和に力を入れ、これは大きな経済的効果をあげた(注)。

2000年以降は、医療・保育・農業・教育など官が需給を調節し価格を決定する「官製市場」と言われる分野での規制改革に取り組んだ。上述の通り、こうした分野は第二次大戦後復興過程で形成された諸制度の上に成り立ち、無駄と非効率を温存しているため、これらの改革が日本経済を大きく成長させる可能性を持つ。しかし、こうした分野では「族議員」と言われる政治家、規制と天下り先を温存したい官僚、既得権を持つ事業者・団体が「鉄のトライアングル」として結託し、改革を阻んできた。

こうした強固な抵抗を突破する実行力の点で、脱官僚政治と「族議員」の排除を掲げ、政権交代を果たした新政権に期待するところは極めて大きい。この取りまとめは、新政権に対する意見具申として、政治的な抵抗勢力に斟酌せず本来あるべき規制改革の姿を述べたものだ。しがらみに囚われること無く、あるべき規制改革が実現されることを一国民として切望するとともに、可及的速やかに改革を強力に推進する後継組織の構築を求めたい。

思えば、我々「規制改革会議」任期3年間は、規制改革への逆風が日増しに強くなり、反比例して政権のサポートが希薄の度を加えていった、いわば退嬰の期間であった。そんな生産性の極めて低い作業であることを熟知しながら、専ら「世のため、人のため」に、時に本業を擲ってまで、全力投球で共に闘ってくれた当会議の15人の同志、そして苦吟しながらそれを支えてくれた事務局の皆さんに、心からの謝意と敬意を捧げて、私の結びとしたい。

規制改革会議議長 草刈 隆郎

(注) 内閣府の調査によれば、規制改革の経済的効果は90年代より2005年までの期間で累計18兆円、国民1人当たり14万4,000円に達すると推定されている。

基本的な問題意識

- 国民が利用しやすい、また、その多様なニーズに応えられる国民本位の司法制度を確立するためには、法曹にふさわしい素養のある者を可能な限り多く、法曹資格者として広く社会に送り出すことが重要。あるべき法曹人口については、司法制度改革推進計画に定める3,000人という目標数に囚われることなく、社会的要請等を十分に勘案しながら応えていくことが必要。
- 法曹の質・量の拡充にあたっては、司法修習との連携を含む法科大学院の在り方の見直し、予備試験を含めた新司法試験の制度設計など、法曹養成プロセスとその役割を担う各機関のあり方について、広範な取組を促進することが重要。
- 民法、会社法、知的財産法制など、私人間の法律関係の基本、企業等の活動の基盤となる法制のあり方については、時代の変遷や国内外の環境変化を反映し、社会経済的な要請、ユーザーとなるヒト・企業の諸活動の実態に見合った制度とするとの視点に立脚し、広範な見直しを促進すべき。
- 違法・不当な行政活動に対して、憲法で保障された国民の権利利益を実効的に確保する観点から、行政救済法の制度・運用を広範に見直すべき。

改革の課題

新司法試験の選択科目の見直し

- 選択科目の見直しに当たっては、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点が必須であり、規制改革会議としては、これら各観点からの判定・根拠など、見直しにおける検討基準としての具体的事項を提示しているところ。
- 本見直しにあたる法務省司法試験委員会においては、本検討基準の各科目への当てはめを始めとする具体的・客観的な検証結果を速やかに提示するとともに、当該検証結果を踏まえて、科目の追加・削除について必要な措置を講ずべき。

(注) 司法試験委員会からは、「司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目)の改正に関する意見募集の実施について」として、現行の当該規則の改正は要しないこと等とする案が本年9月にパブリックコメントに付されたところ。

新司法試験の予備試験の制度設計の明確化

- 平成23年より実施する予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力・資格を有するかどうかを判定するものであり、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにすべきことなど、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争になることが根源的に重要な趣旨に立脚した制度設計とすることが必要。
- 一般教養科目の試験科目と配点比率については、法科大学院においては一般教養科目に関する学習が通常行われないうえ、これを予備試験受験生のみで課すことは過重な負担となる。少なくとも大学卒業者については一般教養科目を免除すること、短答式試験における一般教養科目を論文式試験と同様に1割以下とするなど、合理的な内容とすべき。
- 実施日程については、その合格発表を新司法試験開始の直前に設定すること等により、予備試験の受験・合格から連続して新司法試験の受験を可能とすることで、予備試験受験者の精神面・経済面を含めた負担を可能な限り軽減すべき。

(注) 司法試験委員会からは、短答式試験の一般教養科目の出題範囲を人文科学・社会科学・自然科学・英語とすること、一般教養科目の配点比率を短答式試験3割・論文式試験1割とすること、実施日程を新司法試験の前年の5月頃～10月頃までの間に行うこと等とする「予備試験の実施方針について(案)」が、本年2月にパブリックコメントに付されたところ。

国民の権利利益の確保に資する行政救済法の制度・運用の見直し

- 行政事件訴訟法の目的規定として、権利救済の実効性、行政救済の両当事者の対等性、救済ルールの明確性を解釈指針とすべき旨を明記することに加え、行政救済法の制度・運用等を下記のとおり見直すべき。
 - － 訴訟要件の明確化と緩和(立法による原告資格の過度の制限の排除、訴訟類型間の垣根の排除、国と都道府県・市町村間の紛争の訴訟による解決のための立法措置、義務付け訴訟・差止訴訟の要件緩和)
 - － 裁量審査に関する基準の導入
 - － 行政訴訟における原告負担の軽減
 - － 行政庁による適法性の挙証義務の導入
 - － 違法行政に携わった公務員の個人責任の厳格な追及
 - － 仮の救済の要件緩和
 - － 住民訴訟の被告を地方公共団体職員個人とせよ
 - － 国民訴訟(仮称)制度の導入
 - － 裁判官人事に関する政治主導の発揮